

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	地域活性化の推進		評価方式	総合(実績)事業	番号	6
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	141,839,688	149,881,768	148,505,814	106,539,431		
（ 補 正 後 ）	141,839,688	149,494,476	2,528,505,814			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	3,767,210	21,447,337				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	4,952	63,241				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	3,762,258	21,384,096				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	市町村が作成する基本計画の認定状況、基本計画に基づく取組状況、政策評価結果等を踏まえて要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		地域活性化の推進				番号	6		(千円)
予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	内閣本府	地域活性化政策費	地域活性化政策の推進に必要な経費	147,814	150,431	
	A	2	一般	内閣本府	地方元気再生推進調査費	地方元気再生推進調査に必要な経費	3,750,000	0	
	A	3	一般	内閣本府	地域再生推進費	地域再生の推進のための施設整備に必要な経費	144,608,000	103,389,000	
	A	4	一般	内閣本府	現場の出番創出モデル推進調査費	現場の出番創出モデル推進調査に必要な経費	0	3,000,000	
	小計						148,505,814 の内数	106,539,431 の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	C	4							
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
	小計								
合計						148,505,814 の内数	106,539,431 の内数		



政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

担当部局名：内閣府大臣官房中心市街地活性化担当室  
 担当者（連絡先）：水野、中本（03-5510-2338）

評価実施時期：平成 年 月

政策名	地域活性化の推進（中心市街地活性化基本計画の認定）	番号	6-1																				
政策の概要	「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、内閣総理大臣は認定の申請のあった市町村が作成する基本計画が、同法に規定する基準に適合すると認めるときは、認定をする。																						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）                      中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するという中心市街地活性化法の目的を達成するため、国は中心市街地の活性化に対して支援措置の拡充を図ると共に、実効性の高い基本計画に対して効果的・効率的な支援を実施するためには、国による基本計画の認定が必要不可欠である。</p> <p>（必要性）                      近年、全国各地の地域における社会、経済及び文化の発展に重要な役割を担う中心市街地において、空洞化等の現象が見られ、その活性化は、政府として取り組む喫緊の課題である。このため、中心市街地活性化法が改正され、中心市街地の活性化に意欲的に取り組む中心市街地に対して支援措置の拡充を図ることと併せて、実効性の高い基本計画を効果的・効率的に支援するため、内閣総理大臣による認定制度が創設されたものであり、本制度は必要不可欠である。</p> <p>（効率性）                      改正前の中心市街地活性化法では計画に対する国の認定がなく目標設定が曖昧な事業等が盛り込まれていたことから中心市街地活性化のための効果的・効率的な支援を行うことができなかったところ、改正後の同法においては内閣総理大臣による認定制度が規定され、実効性の高い基本計画を効果的・効率的に支援することが可能となり、中心市街地の活性化が期待できる。</p> <p>（有効性）                      基本計画の認定制度により実効性の高い基本計画が作成されることに加え、基本計画において数値目標を設定し、その目標達成のための取組に対して集中的に支援措置を講じることにより、中心市街地活性化が期待できる。</p> <p>（反映の方向性）                      中心市街地活性化法等に基づき、基本計画の目標達成状況や施策の実施状況を把握し評価を行うこととしており、これらを踏まえ必要な措置を講じることとしている。</p>																						
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="414 1433 1244 1904"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。</td> <td>認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>100 (21年度)</td> <td>中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的・効果的に支援していくために設定</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。	認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	%	-	-	-	100	100 (21年度)
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方									
				18年度	19年度	20年度																	
中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。	認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	%	-	-	-	100	100 (21年度)	中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的・効果的に支援していくために設定															

別紙(19-4)

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促すこと。	(目標年次に到達している計画について) 中心市街地活性化法に基づくフォーアット調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合	%	-	-	-	-	50 (21年度)  ※目標年次に到達している計画がないため、暫定値	認定中心市街地活性化基本計画に対して重点的・効果的な支援を講ずることにより目標を達成したと回答する市町村の割合を目標値として設定
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)			

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:内閣府地域活性化推進担当室  
 担当者(連絡先):鈴木 邦夫(03-5510-2166)

評価実施時期:平成 年 月

政策名	地域活性化の推進(現場の出番創出モデル事業の実施)		番号	6-2																															
政策の概要	検討中																																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】  (総合的評価)  (必要性)  (効率性)  (有効性)  (反映の方向性)																																		
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" data-bbox="454 1317 1182 1487"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度																	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																							
				18年度	19年度	20年度																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																															

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 内閣府構造改革特区担当室  
 担当者(連絡先): 山内 洋志 (03-3539-2197)

評価実施時期: 平成 年 月

<p>政策名</p>	<p>地域活性化の推進(構造改革特区計画の認定)</p>		<p>番号</p>	<p>6-3</p>																							
<p>政策の概要</p>	<p>地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用に係る計画を認定し、地方公共団体が特定の事業を実施することによって、構造改革を進め、地域を活性化させる。</p>																										
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                  これまでに「どぶろく特区」をはじめ、641項目の規制改革を実現するとともに、1,082件の特区計画を認定し、さらに128の特例の全国展開を決定するなど、規制改革と地域活性化の突破口として大きな成果を挙げてきたものと評価。</p> <p>(必要性)                  地域の活性化のためには、地域の自主的・自立的な取組を引き出すことが大切であるが、構造改革特区の実施に当たってはその提案から計画の認定申請まで、地域自らが課題を明らかにしつつ自ら主体的に行えるものであるため、今後の構造改革の推進、地域活性化の推進のためには引き続き必要な制度である。</p> <p>(効率性)                  特区制度は事業実施のための予算措置を伴わず、規制の特例措置によって構造改革の推進、地域の活性化を図るものであることから、その施策の効率性は極めて高いものと評価。</p> <p>(有効性)                  特区として実施された規制改革のうち128が全国展開されるなど構造改革の推進に寄与するとともに、特区地域を中心とした地域の活性化にも寄与しており、有効な制度であると評価。</p> <p>(反映の方向性)                  評価を踏まえ、今後の施策の反映等に向けて検討し、適切に対応していく予定。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="414 1344 1244 1724"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済社会の構造改革の推進と地域の活性化を図るため、地方公共団体が策定する構造改革特区計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。</td> <td>計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70.3</td> <td>70 (21年度)</td> <td>各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	経済社会の構造改革の推進と地域の活性化を図るため、地方公共団体が策定する構造改革特区計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	%	-	-	-	70.3	70 (21年度)	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				18年度	19年度	20年度																					
経済社会の構造改革の推進と地域の活性化を図るため、地方公共団体が策定する構造改革特区計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	%	-	-	-	70.3	70 (21年度)	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。																			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																								
<p>第169回国会施政方針演説</p>		<p>平成20年1月18日</p>	<p>「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。</p>																								
<p>経済財政改革の基本方針2008</p>		<p>平成20年6月27日</p>	<p>「地方再生戦略」等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しする。</p>																								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 内閣府地域再生事業推進室  
 担当者(連絡先): 山内 洋志 (03-3539-2197)

評価実施時期: 平成 年 月

<p>政策名</p>	<p>地域活性化の推進(地域再生計画の認定)</p>		<p>番号</p>	<p>6-4</p>																						
<p>政策の概要</p>	<p>地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等の地域再生を総合的・効果的に推進するため、地方公共団体により作成された地域再生計画を認定し、当該計画に基づく事業を実施することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する。</p>																									
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                  平成18年度の地域再生事後評価結果(地域再生本部決定)では、国の支援措置は概ね有用、地方公共団体の計画目標の進捗状況も概ね順調であると評価。</p> <p>(必要性)                  地域の活性化のためには、地域の自主的・自立的な取組を引き出すことが大切であるが、地域再生計画においては省庁間の縦割りを超えた地域にとって使い勝手のよい交付金を創設する等の支援施策が充実しており、今後とも地域の活性化のために必要な制度である。</p> <p>(効率性)                  省庁間の予算の縦割りを超えた地域にとって使い勝手のよい交付金の創設、補助対象財産施設の転用手続の簡素化・迅速化や事業の優先採択が可能となる支援施策を着実に充実し、効率的な事業執行を図ってきたところ。</p> <p>(有効性)                  これまで認定した地域再生計画の累計は1,166件に達し、地域再生事後評価結果において、国の支援措置は概ね有用、地方公共団体の計画目標の進捗状況も概ね順調と評価された。</p> <p>(反映の方向性)                  評価を踏まえ、今後の施策の反映等に向けて検討し、適切に対応していく予定。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="443 1458 1222 1839"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体等により策定する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること</td> <td>計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>81.7</td> <td>80 (21年度)</td> <td>各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体等により策定する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	%	-	-	-	81.7	80 (21年度)	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値						目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
				18年度	19年度	20年度																				
地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体等により策定する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	%	-	-	-	81.7	80 (21年度)	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																							
<p>第169回国会施政方針演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。</p>																								
<p>経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>平成20年6月27日</p>	<p>「地方再生戦略」等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しする。</p>																								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 内閣府地域再生事業推進室  
 担当者(連絡先): 北島 真一郎(03-3539-2293)

評価実施時期: 平成 年 月

<p>政策名</p>	<p>地域活性化の推進(特定地域再生事業会社の指定)</p>	<p>番号</p>	<p>6-5</p>																					
<p>政策の概要</p>	<p>地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業(地域再生事業)に対する投資を促進し、「民間の力による地域再生」を進めるため、地域再生事業を行う株式会社に対する投資について、投資額控除等の税制上の優遇措置を講じるため、内閣総理大臣が指定を行う。</p>																							
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                  本施策は、「地域活性化の推進」のため、「地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国の的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する」という基本目標の達成に向けた税制上の優遇措置を実施するために必要である。</p> <p>(必要性)                  地域再生に役立つ事業を行う民間企業に対する投資について税制上の優遇措置を講じ、当該事業に対する民間資金を誘導することにより、「民間の力による地域再生」を促進する必要がある。</p> <p>(効率性)                  本施策を実施することにより、投資家に対する税制上の優遇措置による特定地域再生事業会社への投資を促進し、特定地域再生事業会社の初期投資として必要な経費の調達を容易にすることで、その後の継続的な事業実施を可能とするものであり、目標の達成のための手法として効率的なものであると言える。</p> <p>(有効性)                  特定地域再生事業会社に対する投資に対して税制上の優遇措置を講じることにより、民間資金が特定地域再生事業会社に対して誘導され、それにより、従来公的主体が担っていた分野や、政策的意義が高いものの収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない分野への民間からの投資が促進され、当該事業の円滑な実施につながる。しかしながら、当該措置において、民間からの一層の投資を増大させるためには、株取引を行っていない市民からも当該事業に対し、広く投資が行われる仕組みを構築することが必要であると考えられる。</p> <p>(反映の方向性)                  評価を踏まえ、今後の施策の反映に向けて検討し、適切に対応していく予定。                  なお、この施策を活用して地域再生を実現しようとする地方公共団体が存在していることから、今後は制度の周知に努め、利活用の推進に取り組み、的確な運用を確認した上で、制度の充実を検討する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="414 1512 1244 1825"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、特定地域再生事業会社の指定を増加させること。</td> <td>特定地域再生事業会社の指定数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1 (21年度)</td> <td>地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、特定地域再生事業会社を増加させ、「志のある投資」を促進する。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年	20年度	地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、特定地域再生事業会社の指定を増加させること。	特定地域再生事業会社の指定数	件	—	—	—	—	1 (21年度)	地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、特定地域再生事業会社を増加させ、「志のある投資」を促進する。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
				18年度	19年	20年度																		
地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、特定地域再生事業会社の指定を増加させること。	特定地域再生事業会社の指定数	件	—	—	—	—	1 (21年度)	地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、特定地域再生事業会社を増加させ、「志のある投資」を促進する。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																					
<p>地方再生戦略(改定版)</p>		<p>平成20年1月29日</p>	<p>地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。</p>																					
<p>経済財政改革の基本方針2008</p>		<p>平成20年6月27日</p>	<p>「地方再生戦略」等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいかした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しする。</p>																					

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

担当部局名：内閣府地域再生事業推進室  
 担当者（連絡先）：佐々木 一郎（03-3539-2170）

評価実施時期：平成 年 月

政策名	地域活性化の推進（地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定）	番号	6-6																				
政策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。																						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）                  地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の裁量性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して地域における経済基盤強化や生活環境整備を支援することは必要不可欠である。</p> <p>（必要性）                  地域再生基盤強化交付金は、「地域再生法」（平成17年4月1日公布、平成20年5月21日一部改正）において交付できることが定められており、同法に基づく「地域再生基本方針」（平成21年4月24日閣議決定）において、地域再生の支援措置として掲げられているところであり、必要不可欠な施策である。また、「地方再生戦略（改定版）」（平成20年1月29日、地域活性化統合本部会合了承）において、「省庁横断・施策横断の主な取組事例として、「地域再生基盤強化交付金等施策横断的交付金プログラムの戦略的な活用を推進する。」こととされているほか、経済財政改革の基本方針2009においても、「地方分権改革の推進とあいまって、「地方再生戦略」等に基づき、地域の人材力強化、地域力の創造等に取り組む。」とされている。</p> <p>（効率性）                  地域再生基盤強化交付金は、地方からの具体的な要望に基づき、省庁の所管を越えて類似の補助金を整理統合し、創設したものである。地方公共団体が作成する概ね5ヶ年を期間とする計画を内閣府が認定する仕組みの下、内閣府に予算の一括計上がなされ、地方公共団体は省庁の所管を越えた自由な事業選択が可能となっている。また、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金となっており、効果的な施策である。</p> <p>（有効性）                  平成17年4月に地域再生法の施行がされてから、13回にわたる地域再生計画の認定を行い、地域再生基盤強化交付金を活用した計画は現在656件となっている。また、汚水処理施設整備交付金において、既存の計画にとらわれず、市町村が地域の実情に即した自由な施設の配置を行った計画が63件ある他、複数の交付金を活用した計画、道整備交付金と補助対象施設の転用等を併せて活用した計画があるなど、地域の実情や特性を積極的に盛り込んだものが多くみられることから、有効な施策である。</p> <p>（反映の方向性）                  地域再生基盤強化交付金を活用した地域再生計画の認定予定数、過年度に認定された計画の進捗状況等を勘案して予算要求等へ反映させていく予定。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="438 1467 1125 1960"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生基盤強化交付金を活用する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。</td> <td>地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>23</td> <td>240 (21年度)</td> <td>地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生基盤強化交付金を活用する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	地域再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生基盤強化交付金を活用する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。	地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数	件	-	-	23	240 (21年度)	地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生基盤強化交付金を活用する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年)	達成目標・指標の設定根拠・考え方									
				18年度	19年度	20年度																	
地域再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生基盤強化交付金を活用する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。	地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数	件	-	-	23	240 (21年度)	地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生基盤強化交付金を活用する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等 地方再生戦略（改定版） 経済財政改革の基本方針2009	年月日 平成20年1月29日 平成21年6月23日	記載事項（抜粋） 地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を政府として省庁横断的・施策横断的な視点からの確に後押ししていく・・・地域再生基盤強化交付金等施策横断的交付金プログラムの戦略的な活用を推進する。 地方分権改革の推進とあいまって、「地方再生戦略」等に基づき、地域の人材力強化、地域力の創造等に取り組む。																				

<p>政策名</p>	<p>地域活性化の推進（地域再生支援利子補給金の支給）</p>		<p>番号</p>	<p>6-7</p>																			
<p>政策の概要</p>	<p>認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した（以下「指定金融機関」という。）うえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 利子補給の受給期間は、指定金融機関が事業実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間としている。</p>																						
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、経済を活性化させ、雇用の創出を図ることなどを目標に、日本政策投資銀行が民営化前に行っていた施策である「日本政策投資銀行の低利融資等」と同様の支援措置として、国が利子補給金を支給することは、必要不可欠である。</p> <p>（必要性） 地域再生支援利子補給金は、「地域再生法」（平成17年4月1日公布、平成20年5月21日一部改正）において支給できることが定められており、同法に基づく「地域再生基本方針」（平成21年4月24日閣議決定）において、地域再生の支援措置として掲げられているところである。この地域再生支援利子補給金は、平成20年10月以降、地域再生計画の支援措置における、低利資金を供給する唯一の金融支援策となるため、必要不可欠な施策である。 また、「地方再生戦略（改定版）」（平成20年12月19日地域活性化統合本部会合了承）において、「地域雇用の創出に対する民間のノウハウ、資金等の活用促進のため、地域再生計画に合致する事業への融資に対する支援を行う」こととされている。 さらに、経済財政改革の基本方針2009においても、「地方分権改革の推進とあいまって、「地方再生戦略」等に基づき、地域の人材力強化、地域力の創造等に取り組む」とされているところである。</p> <p>（効率性） 「日本政策投資銀行の低利融資等」を利子補給で支えていたと仮定すると、平成16年度から平成19年度にかけて約104百万円の利子補給によって下記の投資誘発効果や雇用創出効果をあげたと勘案でき、少ない経費で目標の達成が期待できる。</p> <p>（有効性） 従来の金融支援策である「日本政策投資銀行の低利融資等」では、制度が創設された平成16年度から19年度までの累計で、投融資件数37件・総額約149億円、民間投資誘発総額約508億円、雇用創出効果2,255名など、高い政策効果を発揮しており、同様の効果を発揮するために創設した利子補給金についても相当の効果が期待できる。 平成20年度における利子補給金の支給対象となる融資実行額は、20億円であり、これによる雇用創出効果は688名が予定されている。</p> <p>（反映の方向性） 地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額を、予算要求等へ必要に応じて反映させていく予定。（その他、ヒアリング等により把握した、今後地域再生支援利子補給金の支給対象となりうる融資の融資額等も考慮）</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="454 1619 1182 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域再生支援利子補給金を活用する融資を増加させることにより、地域再生に資する事業を促進すること。</td> <td>億円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>60 (21年度)</td> <td>地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生支援利子補給金を活用する融資を増加させることにより、地域再生に資する事業を促進することを目標とするため。</td> </tr> </tbody> </table>						単位	基準値 (年度)	目標値 (年度)				18年度	19年度	20年度	地域再生支援利子補給金を活用する融資を増加させることにより、地域再生に資する事業を促進すること。	億円	-	-	-	20	60 (21年度)	地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生支援利子補給金を活用する融資を増加させることにより、地域再生に資する事業を促進することを目標とするため。
	単位	基準値 (年度)	目標値 (年度)																				
			18年度	19年度	20年度																		
地域再生支援利子補給金を活用する融資を増加させることにより、地域再生に資する事業を促進すること。	億円	-	-	-	20	60 (21年度)	地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生支援利子補給金を活用する融資を増加させることにより、地域再生に資する事業を促進することを目標とするため。																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>																				
	<p>地方再生戦略（改定版）</p>	<p>平成20年12月19日</p>	<p>地域雇用の創出に対する民間のノウハウ、資金等の活用促進のため、地域再生計画に合致する事業への融資に対する支援を行う。</p>																				
	<p>経済財政改革の基本方針2009</p>	<p>平成21年6月23日</p>	<p>地方分権改革の推進とあいまって、「地方再生戦略」等に基づき、地域の人材力強化、地域力の創造等に取り組む。</p>																				